

奨学金貸与規則

公益財団法人長崎銀行奨学育成基金

長崎市栄町 3-14 (株)長崎銀行内

電話 (095) 829-4115

公益財団法人長崎銀行奨学育成基金奨学金貸与規則

公益財団法人長崎銀行奨学育成基金定款第 37 条の規定に基づきこの規定を定める。

(目的)

第 1 条 この規則は経済的理由によって修学困難な者に対し、学資を貸与しもって教育の機会均等を図り、かつ有為な人材を育成することを目的とする。

(貸与資格)

第 2 条 学資の貸与を受けることができる者は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 長崎県内に住所を有する者の子弟であること。ただし、特別の理由がある者についてはこの限りでない。
- (2) 高等学校、高等専門学校、専修学校（専門課程）、短期大学、大学（通信による教育に係るものを除く以下同じ）に在学中の者で学術優秀、品行方正及び身体強健であること。
- (3) 経済的理由により修学困難であること。

(奨学金の額)

第 3 条 奨学金の額は次の通りとする。

高等学校、高等専門学校在学学生	月額	20,000 円
専修学校（専門課程）、短期大学、大学在学学生	月額	30,000 円

(願書手続)

第 4 条 奨学金の貸与を受けようとする者は、毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日までに奨学生願書(別記第 1 号様式)に次に掲げる書類を添え、理事長に提出しなければならない。

1. 住民票謄本
2. 学業成績証明書、在学校長の推薦書
3. 健康診断書
4. 扶養者の所得証明書又はこれに代る書類
5. 連帯保証人の所得証明書又はこれに代る書類

(連帯保証人)

第5条 連帯保証人は、独立の生計を営み、奨学金の返還について責任を負うことのできる者で、理事長が適当と認める者でなければならない。

- 2 連帯保証人が欠けた時、又はその資格を欠くに至った時は、奨学生は直ちにこれを変更しなければならない。

(奨学生の採用)

第6条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定しその結果を奨学生決定通知書（別記第2号様式）により在学校長を経由して、本人に通知する。

- 2 前項の奨学生決定通知書を受けた者はその日から20日以内に誓約書（別記第3号様式）を理事長に提出しなければならない。

(奨学金の貸与)

第7条 奨学金は1学年を単位とし、毎年6月、9月、12月及び2月にそれぞれ本人に貸与する。

- 2 奨学生は、奨学金の貸与を受けたときは、直ちに奨学金受領書（別記第4号様式）を理事長に提出しなければならない。

(奨学生の異動届出)

第8条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに連帯保証人と連署してその旨を理事長に届出しなければならない。但し、本人は疾病等の理由によ

り届出ることができないときは、連帯保証人から届出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 連帯保証人を変更するとき
- (4) 本人又は連帯保証人の身分、住所、氏名、その他重要な事項に変更があったとき

(奨学金の貸与の休止)

第 9 条 奨学生が休学したときは、その期間奨学金を貸与しない。

(奨学金の廃止)

第 10 条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合、その後の期間に係る奨学金は貸与しない。

- (1) 退学したとき
- (2) 負傷、病気その他の理由により、修学の見込がないとき
- (3) 学業成績又は性行が不良となったとき
- (4) 正当な理由がなく転学したとき
- (5) 奨学金を必要としなくなったとき
- (6) その他第 2 条の規定する奨学生としての資格を失ったとき

(借用証書の提出)

第 11 条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、1 学年間に貸与を受けた金額についての奨学金借用証書（別記第 5 号様式）を理事長に提出しなければならない。

- (1) 1 学年に係る最終の奨学金の貸与を受けたとき
- (2) 奨学金の貸与が廃止されたとき
- (3) 奨学金を辞退したとき

(奨学金の利息)

第 12 条 奨学金には利息を付けない。

(奨学金返還明細書)

第 13 条 奨学生は、奨学金の貸与を受けなくなったときは、在学中貸与を受けた奨学金の金額についての奨学金返還明細書(別記第 6 号様式)を理事長に提出しなければならない。但し第 9 条の規定により奨学金の貸与を受けなくなった場合はこの限りでない。

(奨学金の返還)

第 14 条 奨学金の返還期間は、貸与の終了した月の翌月から起算して 6 ヶ月を経過した後、10 年以内の期間(以下「返還期間」という。)としその返還は、年賦、半年賦、月賦その他の割賦の方法によるものとする。但し、いつでも繰り上げ返還をすることができる。

2 正当な理由がなく割賦による奨学金の返還を著しく怠ったときは、前項本文の規定にかかわらず、理事長が指定する日までに返還未済額の全部を返還するものとする。

(返還の猶予)

第 15 条 奨学生であった者が短期大学、大学若しくは大学院に在学する場合又は災害、負傷、病気その他止むを得ない理由によって奨学金を返還することが困難であると認める場合には、その在学期間又はその理由が継続する期間、奨学金の返還を猶予することができる。

(返還猶予の願出及び通知)

第 16 条 奨学金返還の猶予を受けようとする者は、奨学金猶予願(別記第 7 号様式)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の願出があったときは、奨学金の返還を猶予するか又はしな

いかを決定し、その結果を本人に通知する。

(返還明細書の異動届出)

第 17 条 奨学生であった者は、本人及び連帯保証人の身分、住所、職業、その他奨学金返還明細書の記載事項に異動があった時は、速かにその旨を理事長に届出なければならない。

(死亡届の提出)

第 18 条 奨学生が死亡したときは、直ちに遺族又は連帯保証人は死亡届（別記第 8 号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 奨学生であった者が奨学金の返還前又は返還中途において死亡したときは直ちに遺族又は連帯保証人は死亡届を理事長に提出しなければならない。

(返還の免除)

第 19 条 理事長は奨学生又は奨学生であった者が死亡し、又は高度の廃疾のためその奨学金の返還未済額の全部又は一部について返還不納となった時は、その全部又は一部の返還を免除することができる。

(返還免除の願出及び通知)

第 20 条 奨学金の返還免除を受けようとする者は、奨学金返還免除願（別記第 9 号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の願出があった時は、奨学金の返還を免除するかしないかを決定し、その結果を本人に通知する。

(委 任)

第 21 条 この規則の施行について必要な事項は理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規則は昭和 48 年 3 月 13 日から適用する。

昭和 49 年 1 月 18 日	前文加入	第 4 条	第 6 条	改 正
昭和 51 年 6 月 7 日		第 3 条		改 正
昭和 57 年 4 月 1 日		第 3 条		改 正
平成 元年 4 月 1 日	題 名	第 3 条		改 正
平成 7 年 4 月 1 日		第 3 条		改 正
平成 24 年 11 月 21 日		第 2 条	第 3 条	第 7 条 改 正
平成 25 年 4 月 1 日		表紙	題名	前文 改 正